

25川監公第12号
平成25年10月30日

川崎市職員措置請求について（公表）

平成25年9月3日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 川崎市監査委員 | 村 | 田 | 恭 | 輔 |
| 同 | 奥 | 宮 | 京 | 子 |
| 同 | 菅 | 原 | | 進 |
| 同 | 宮 | 原 | 春 | 夫 |

(別紙)

25川監第758号
平成25年10月30日

かわさき市民オンブズマン

| | | |
|------|-------|---|
| 代表幹事 | 川口洋一 | 様 |
| 同 | 渡辺登代美 | 様 |
| 同 | 穂積匡史 | 様 |
| | 省略 | 様 |

| | |
|---------|------|
| 川崎市監査委員 | 村田恭輔 |
| 同 | 奥宮京子 |
| 同 | 菅原進 |
| 同 | 宮原春夫 |

川崎市職員措置請求について（通知）

平成25年9月3日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

[請求内容]

川崎市職員措置請求書

川崎市監査委員 殿

平成25年 9月 3日

| | |
|------|--------------|
| 住所 | 省略 |
| 氏名 | かわさき市民オンブズマン |
| 代表幹事 | 川 口 洋 一 |
| | 同 渡 辺 登代美 |
| | 同 穂 積 匡 史 |
| 氏名 | 省略 |

第1 請求の趣旨

川崎市監査委員が、川崎市上下水道事業管理者及び関係職員に対し、以下の必要な措置を講じるように勧告することを求める。

- 1 川崎市上下水道事業管理者は、神奈川県内広域水道企業団に対し、金3億2,349万1,662円の支払請求をすべきこと

第2 請求の理由

- 1 川崎市上下水道事業管理者（以下、川崎市という）は、神奈川県内広域水道企業団（企業長 羽田慎司。以下、企業団という）に対し、災害等のために企業団

が酒匂川（飯泉地点）からの取水を停止又は減量した際、企業団に係る水道用水の安定供給を継続するため、川崎市は企業団からの依頼に基づき、下記のとおり川崎市所有の原水（相模川沼本地点）を協力して提供した。

記

| 事由 | 期 間 | 内 容 |
|----|------------------------|---|
| 1 | 平成21年12月1日～同年12月2日 | 鮎沢川廃油等流出事故に伴う沼本導水 |
| 2 | 平成22年9月8日～同年9月9日 | 台風第9号による除塵機故障に伴う沼本導水 |
| 3 | 平成22年10月27日～同年12月15日 | 台風第9号の影響による酒匂川の原水高濁度状況に伴う沼本導水 |
| 4 | 平成22年12月24日～平成23年3月14日 | 台風9号の影響による飯泉取水堰 ^{ぜき} への土砂堆積に伴う沼本導水 |
| 5 | 平成23年1月19日～同年1月20日 | 尺里（ヒサリ）川油浮遊事故に伴う沼本導水 |
| 6 | 平成23年3月14日～同年3月31日 | 東日本大震災による東京電力(株)の計画停電、酒匂川水系導水管破損・漏水に伴う沼本導水 |
| 7 | 平成23年4月1日～同年4月28日 | 東日本大震災による東京電力(株)の計画停電、酒匂川水系導水管破損・漏水に伴う沼本導水 |
| 8 | 平成24年2月14日～同年2月15日 | プラスチック工場火災による水質事故に伴う沼本導水 |

2(1) これに対し、川崎市は、企業団に対し

① 平成22年10月27日～同年12月15日（前記一覧表3）については、提供費用として 19,909,762円

② 平成22年12月24日～平成23年3月14日（前記一覧表4）については、提供費用として 39,533,125円

を請求し、これを徴収しているが、その余の前記一覧表1、2及び5ないし8については、現在に至るまで、提供費用につきその徴収を了していない。

ちなみに、前記一覧表2、5、6、7については、原水提供をしてから1年

半ないしは2年3ヵ月を経過してからようやく、平成24年6月19日付通知書で企業団に請求を起しているが、現在に至ってもその徴収に至っておらず、さらに前記一覧表1にあつては、かわさき市民オンブズマン関係者が、平成24年3月18日に本件に係る情報の開示を受けた際に請求さえ起していないことが発覚し、原水提供が平成21年12月1日、2日であるところ、急拠、平成25年6月20日付で企業団に請求を起し、但し、現在に至ってもその徴収をしていない。また、前記一覧表8については、現在に至るまでその請求さえ起していない。

いずれにしても、川崎市民の貴重な財産に対する川崎市の管理の杜撰さ、怠慢は明らかである。

- (2) 財産管理の観点からいうと、川崎市は東京都に対しても継続的に相模川沼本地点の原水の融通（分譲）を行っているが、この東京都との関係では予め「東京都への臨時分水に関する協定書」を締結して、日量最大230,000m³と分譲水量を定め、その分譲水量の費用を沼本地点に係る「原水・導水に要する経費に基づき算定された額を納付金」として支払うことが約定されている。

これに対し、たび重なる災害等で、くり返しくり返し川崎市から企業団への沼本地点からの原水応援提供が行われているにもかかわらず、川崎市と企業団の間では、東京都に係る協定書と同様な協定書（覚書）の締結はなく、それは、応援提供後に事後的に処理され、前記一覧表3については、平成22年10月26日付「原水融通に関する覚書」として作成されているが、現実には、平成22年12月14日に締結され、同じく同一覧表4についても、平成22年12月22日付覚書として作成されているが、現実には平成23年1月20日又は21日に締結されている（その余の原水融通については覚書すら作成されていない）。

今後の川崎市から企業団への原水の応援提供にあたっては、予め、災害等の臨時的な原水融通を想定した前記「覚書」を作成しておく等その改善も必須となっている。

- 3 さらにいうと、川崎市と企業団の前記応援水量の未払金の処理にあたっては、その費用計算は、東京都との前記協定書に係る算出基準と同一に処理される必要がある。

- (1) これに対し、川崎市は企業団に、平成25年6月20日付請求書において

① 平成21年12月1日～同年12月2日分供給の対価として

721,195円を請求し、

平成24年6月19日付請求書において

- ② 平成22年9月8日～同年9月9日分供給の対価として
412,714円
 - ③ 平成23年1月19日～同年1月20日分供給の対価として
609,200円
 - ④ 平成23年3月14日～同年3月31日分供給の対価として
14,755,870円
 - ⑤ 平成23年4月1日～同年4月28日分供給の対価として
25,883,444円
- をそれぞれ請求している。

しかし、その請求額は、そのように安価に設定されるべきではなく、すでに領収ずみの供給対価はさておくとして、前記請求については、東京都に供給している原水対価と同一の基準で処理される必要がある（より正確に言えば、東京都への原水供給は予め想定された継続的供給で、他方、企業団への原水供給は、災害等による臨時的供給で、通常取引概念からして臨時的供給の方でより高額な対価となるが、それはさておくとして、少なくとも東京都基準並みの対価として算出され、請求される必要がある）。

すなわち、川崎市は、川崎市民から付託されてその財産を管理しているところ、地方自治法2条14項に従って、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」のであり（地方財政法4条1項も同様の趣旨からの規定）、また、地方財政法8条に従って、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」のであり、さらに、地方公営企業法21条は、「地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる」（1項）とし、「前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」（2項）としているのであり、従って、川崎市から企業団への原水の融通も、川崎市から東京都への原水の融通も同一の基準をもって処理することが前記会計財務法規に適合するところとなっている。

- (2) そこで、東京都の納付金単価（川崎市の徴収単価）を検討すると、その単価は1m³あたり19円91銭となっている。そこで、この単価を基準にして、前記各時期における現実の供給水量に対応してその対価を計算すると、その実額は以下のとおりとなる。

- ① 平成21年12月1日～同年12月2日分供給の対価は
 $261,000\text{ m}^3 \times 19.91\text{円} = 5,196,510\text{円}$
- ② 平成22年9月8日～同年9月9日分供給の対価は
 $142,800\text{ m}^3 \times 19.91\text{円} = 2,833,148\text{円}$
- ③ 平成23年1月19日～同年1月20日分供給の対価は
 $(200,700 + 259,200)\text{ m}^3 \times 19.91\text{円} = 9,156,609\text{円}$
- ④ 平成23年3月14日～同年3月31日分供給の対価は
 $5,192,500\text{ m}^3 \times 19.91\text{円} = 103,382,675\text{円}$
- ⑤ 平成23年4月1日～同年4月28日分供給の対価は
 $10,111,500\text{ m}^3 \times 19.91\text{円} = 201,319,965\text{円}$
- ⑥ 川崎市として未請求の平成24年2月14日～同年2月15日供給の対価は
 $80,500\text{ m}^3 \times 19.91\text{円} = 1,602,755\text{円}$
- 以上合計 323,491,662円

となる。

従って、川崎市は、企業団に対し、前記平成24年6月19日付及び平成25年6月20日付請求を取り消した上で、①ないし⑥の合計額である3億2,349万1,662円の支払を求めるべきところとなっている（ちなみに、すでに支払い済みの前記2つの対価合計額59,442,887円についても、単価19.91円で計算して、前記①ないし⑥の合計額に加算すると、その対価実額は約7億円に達するところとなっている）。

- 4 以上の次第で、川崎市は、企業団に対し、前述した地方自治法2条14項（地方財政法4条1項）、地方財政法8条及び地方公営企業法21条2項の約定を順守して、前記供給対価の未払金として3億2,349万1,662円を請求すべきであり、これに反する前記平成25年6月20日付請求及び平成24年6月19日付請求は違法、不当な請求で、かつ、川崎市は、企業団に対し、前述したとおりの正しい計算に基づいて、速やかに3億2,349万1,662円の原水供給対価の未払金の請求とその徴収を行うべきところとなっている。

しかるに、川崎市は、企業団に対し、前記原水供給対価である3億2,349万1,662円の徴収につきその履行を怠っているのであり、よって、請求人は、地方自治法242条1項の規定に基づき、頭書の必要の措置を求めて、本監査請求に及んだ次第である。

添付資料

- 資料 1 - 1 開示請求承諾通知書（全部開示）
- 1 - 2 原水供給一覧表
- 1 - 3 原水供給別表
- 1 - 4 川崎市の原水応援料（m³/月）
- 資料 2 報告書
- 資料 3 - 1 開示請求承諾通知書（全部開示）
- 3 - 2 原水融通に関する覚書（平成 22 年 10 月 26 日付）
- 3 - 3 同（平成 22 年 12 月 22 日付）
- 資料 4 F a x 送信票
- 資料 5 - 1 原水融通費用（その 1）
- 5 - 2 同 （その 2）
- 5 - 3 計算例
- 資料 6 - 1 東京都への臨時分水に関する協定書
- 6 - 2 確認書
- 6 - 3 了解事項
- 資料 7 平成 10 年度東京分水納付金単価
- 資料 8 東京新聞（2013 年 5 月 24 日）
- 資料 9 費用請求通知書（平成 24 年 6 月 19 日付）
- 資料 10 同（平成 25 年 6 月 20 日付）

平成25年川監第610号

川崎市監査委員 御中

平成25年9月12日

監査請求人 かわさき市民オンブズマン

外11名

川崎市職員措置請求書補充書

平成25年9月9日付求釈明に対し、以下のとおり補充します。

1, 財産管理を怠たる事実について

- (1) 本件監査請求は、川崎市上下水道事業管理者及び関係職員（以下、関係職員という）の財産管理を怠たる事実を対象とするものである。
- (2) 対象とする事実は、措置請求書2項記載の一覧表のうち、事由1、2及び5ないし8である。

具体的には、平成21年12月から平成24年2月にかけて、川崎市は企業団に対し、前記一覧表1、2及び5ないし8記載のとおり、川崎市所有の財産である原水（相模川沼本地点）を融通して提供した。

これは、私法上の契約で原水の売買契約に相当する。

従って、売買に係る正当な原水供給の代金は、速やかに回収して受領されるべきところ、関係職員は、一番古い平成21年12月分については5年半以上、直近の平成24年2月分についても1年半以上、その回収を怠たり、これを行っていない。

監査請求人は、この代金未回収の事実を捉えて、これを財産管理を怠たる事実として本監査請求を行うものである。

なお、回収すべき代金は、すでに主張したとおり地方自治法、地方財政法を基礎とし、具体的には地方公営企業法21条の規定に基づいて「前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」（2項）という趣旨に則り、川崎市から企業団への原水の融通も、川崎市から東京都への原水の融通も同一の基準をもって処理することが前記会計財務法規に適合すると主張するものである。

2, 「1年の経過」問題について

地方自治法242条2項は、監査請求は「当該行為のあつた日又は終わった日から1年」以内に請求することを規定しているが、本件財産管理を怠たる事実

(前記代金回収を怠っている事実) についていうと、それは未だ当該行為が行われていないのであるから、その適用を受けることはない。

[結果]

第1 請求の受理

請求人が神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）から回収すべきものと主張している費用は、災害等に伴い、企業団が酒匂川飯泉取水堰^{せき}からの取水を停止又は減量したことにより、企業団の西長沢浄水場を通じた本市への水の供給に支障が生ずる場合に、本市が企業団からの依頼に基づき、本市の水利権の範囲内で相模川沼本地点からの取水量を増やし、企業団の西長沢浄水場に緊急導水したことに係る費用である。

請求人は、前記の費用のうち、既に支払いを受けた2回分を除く6回分について、2回分の支払に係る単価（約2.8円）と同様では安価に過ぎるとし、東京都への分水と同じ単価（19.91円）にて算出した3億2,349万1,662円を、川崎市上下水道事業管理者が企業団から回収すべきことを、川崎市監査委員が、同事業管理者及び関係職員に対して勧告することを求めて本件措置請求を行ったものであるが、本件措置請求書の提出後、監査委員は、上下水道局から、本件措置請求に係る本市と企業団との間における費用負担の考え方が従前とは大きく変わる見込みであるとの報告を受けたことから、9月13日、上下水道局よりその概要を聴取し、請求人にも情報提供を行ったほか、上下水道局からも請求人に関係資料を提供した。これらを踏まえ、監査委員は、請求人が本件措置請求の内容の変更等をする意思のないことを確認した上で、9月19日、本件措置請求について最終的に要件審査を行った。

そして、本件措置請求において、管理を怠っていると請求人が主張する財産は、企業団からの依頼に基づき緊急に融通ないし導水した際に発生した金銭請求権と解した上で、所定の要件を具備しているものと認められたことから、9月3日付けで本件措置請求を受理することとし、監査対象局を上下水道局とした。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

監査実施に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第6項の規定に基づき、平成25年9月19日、請求人から陳述の聴取を行った。請求人からは、資料「2013年9月19日 川崎市職員措置請求に関する意見陳述」の提出があった。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づく上下水道局の関係職員（以下「関係職員」という。）の立会いがあった。

2 関係職員の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、平成25年9月19日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、資料「住民監査請求に対する市の考え方」の提出があった。

関係職員の陳述の際、同項の規定に基づく請求人の立会いがあった。

3 監査対象事項

川崎市職員措置請求書及び川崎市職員措置請求書補充書の内容並びに請求人及び関係職員の陳述内容を勘案し、監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 災害等に伴い、平成21年12月から平成24年2月まで、企業団からの依頼に基づき、本市が8回にわたって行った緊急導水に係る費用のうち、既に支払を受けた2回分を除く6回分の費用を企業団から回収できていないことについて、「財産の管理を怠る事実」があると言えるか。
- (2) (1)の費用について、「東京都への臨時分水に関する協定書」に基づく本市から東京都への分水と同一の算出基準で処理すべきか。

第3 監査の結果

1 請求人の陳述

陳述の際、請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね次のとおりである。なお、陳述は4名が行った。

(1) 請求の趣旨について

川崎市上下水道事業管理者が企業団に臨時的に水を融通している代金について、公正、適切に請求してほしい。本市が企業団から不当に高い料金で水を購入していることについて、適正な料金にするよう監査請求をし、現在裁判で係争中であるが、今回の請求もこれと同様に川崎市のための監査請求である。回収できるものはした方がよい、本市の財政も潤うであろうという趣旨であり、方向性は一致していると思われる。

水の融通関係は私法上の契約であり、民法の売買と同じものと解するのが常識的な解釈と思われる。従って、代金を回収する義務があり、1年、2年、3年と放置するのは財産管理を怠る事実である。監査請求の対象は、代金回収を怠っているということである。請求書を発行しただけでは回収できないこともあるし、時効もあり得るので、速やかに代金を回収するのが執行者としての義務だとして、怠る事実を対象としている。

「川崎市職員措置請求書」の一覧表にある8件は、別件の裁判との関係で、平成22年1月1日以降の水の臨時供給の関係資料を情報公開請求したところ、開示される過程でもう1件出てきたもので、これより前にも代金未払いの事案はあるかもしれないとの疑問はあるが、情報公開請求で入手したのはこの8件である。

このうち事由3及び事由4については、期間が長かった関係もあるのだろうが、安い金額ではあるものの徴収している。しかしそれ以外は徴収していない。情報公開を受ける過程で、事務手続上、待つてほしいと言われ、2度目の公開が来ない間に、上下水道局は企業団への2通目の費用請求を起こし、次の情報公開が随分遅れた。事由8に至っては、開示された資料と照合すると、企業団への請求さえしていないのではないか。もし事由8も請求しているのなら上下水道局から情報提供してほしい。事由3と事由4を除き、早期に回収を図るべきだというのが趣旨である。

(2) 違法性・不当性について

法第2条第14項、地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項、同法第8条が総論的な法律だが、各論的な法律として、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第21条があり、これが具体的なもう1つの根拠になる。第1項では、地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。第2項では、前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならぬと書かれているのであって、その趣旨を踏まえて参考事例的に対比したのが、情報公開で入手した東京都への分水であり、それが1つの基準になると考える。

恒常的な、いわゆる常連のお客の方が安く、臨時的で1回限りとか、たまたま利用したというお客の方がむしろ割高になるというのが商取引の常識である。よって、少なくとも東京都の水準並みにはしないと地方公営企業法第21条の趣旨に反し、健全な運営に欠けるところになる、公正妥当ではないということになってしまうことから、まず早く回収してください、地方公営企業法第21条に基づいて、東京都並みにしてくださいという主張である。

(3) 協定書がないことについて

水を供給する場合に、東京都とはあらかじめ協定書を結び、代金の内容も取り決めしているから、請求を起こしてスムーズに回収できる。企業団については、臨時的とはいえども、油が川に流出するなどの様々な事故に加え、台風も毎年のように来るので、年間2回、3回というのは想定できるから、事前に協

定書を結んでおくのが行政の義務ではないか。そして、協定書の中で代金の算定方法が確立している。しかも、東京都並みで確立していれば、請求書を起せば、そこですぐ代金が回収できる。そういう臨時融通についての基本協定書がないことが最大の欠陥である。協定書を事前に結び、代金算定の中身は東京都並みにし、速やかに代金請求して回収することが本来的な行政のあり方だと思う。

(4) 代金回収の効果について

現在、本市が企業団から受水する際の基本料金と使用料金、特に基本料金は過大に設定されているので、本市は神奈川県や横浜市と比べて高い水道料金を払わされている。酒匂川中心でよいはずの本市が、酒匂川と相模川の一体料金の下で、過大な料金を払わされている。現在係属中の裁判の争点はそうになっているが、企業団に対して本市は料金改定をなかなか言おうとせず、弱腰である。その裏腹の体質として、今回の水の融通でも、まともに請求できなかつたり、遅れたりした。強く請求していないから代金回収がままならない。平成21年の料金さえ回収しておらず、約4年が経過している。正しい料金をきちんと回収する。それは本市の財政のためにもなる。東京都並みの算定で回収すれば、後述するように7億の収入となる。今後も恐らく年間1億などという金額が予想されるのだから、きちんと回収して、水道料金を値下げすればよい。本件はそのような健全な運営にも関わる問題である。

(5) 融通費用の精算をめぐる動きについて

請求人らの行動がインパクトを与えたものと思われるが、9月13日に、上下水道局から請求人に、費用負担に係る協議の進捗状況についての資料が送られてきた。12月末を目途に精算する方向だと聞いたが、今協議しているところだと抽象的に書いてあるのみで、具体的な中身は分からない。企業団と本市が交渉する場合でも、聞こえてくる話からして、送った原水の料金2.7円はそのままにして、企業団から送られてくる時の使用料金12.5円を無償とするような協定を目指しているとなると、足し算しても約15円で、東京都への分水単価に比べてまだ安い。基本料金が40.5円、使用料金12.5円、合計53円を無償にするならば、理屈としても分かるし、金額も東京都より高くなる。ただ、協議中だからということではなくて、具体的にどういう中身になるのかは、監査結果できちんと注文をつける必要がある。請求人としてはそういう趣旨で監査請求を行った。現在行っている協議も、請求人と目線が一致しない限り、追及していきたいと思っている。

(6) 東京都並みの算定による回収が最低の水準であることについて

企業団としては、酒匂川水域と宮ヶ瀬ダムの相模川水域とを一体運用しているとの前提で、そのために宮ヶ瀬ダムの建設費を酒匂川の水に対しても乗せて請求してよいという論法で水道料金を設定している。

「川崎市職員措置請求書」の表を見ると、皆、酒匂川の事故により水の供給が企業団としてうまくいかない。だから、本市から受水したいという事案である。もし相模川と一体運用をしているのであれば、相模川から企業団の中で融通し合うことによって十分その水量は賄えるはずである。というのは、神奈川県も横浜市も、契約水量に対して70%とか60%という、ずっと低い受水しかしていないので、企業団の水は大いに余っている。よって、本市に頼む必要はない。それにもかかわらず、本市に対して水を送ってほしいと依頼してきた。

では、本市としてはどうすればいいのか。本市も水が余っている。相模川の沼本からとる水、それから生田の井戸からとる水、それらを使えば十分川崎市の水を家庭に送ることはできるのだから、今回のように企業団からの供給ができなくなった場合には、もともとの契約した水量を供給できないのだから、その分金額を安くするよう言うのが筋であるし、あるいは、安定的に供給するという意味で、基本水量の契約を結んでいるのだから、その安定的な供給ができなくなったということならば、ペナルティーすら要求してもよいのではないか。そうであれば、1m³当たり19.91円という料金よりも、基本料金と使用料金を足した53円を請求してしかるべきだと思われる。そういう意味で、東京都並みの19.91円で回収せよというのは、穏当な請求であると理解してほしい。

(7) 企業団の姿勢と本市のとるべき対応

企業団は、酒匂川などの原水を上水にして、傘下の事業体に対して有料で提供して収益を上げているのだから、非常時に本市から提供を受けた原水を無料だなどと思っているはずがない。企業団は、本市などから原水の提供を受けたことによって、その水を使って上水として配水して収益を得ているのだから、その間、特別に傘下の事業体に対して、あるいは住民に対して、給水制限などを行わなくて済んできた。そうであれば、企業団がこれまでに提供を受けた原水の対価を本市などに対して支払わないのはなぜなのか。

企業団からの要請に応じて本市は原水を提供したのだから、企業団としては、本市に対して、例えば原水の提供を受けたおかげで給水制限などをしないで済んだことについて礼を述べ、例えば請求は、提供された原水と同量分の上水の料金を本市に対して免除すると言ってきてもおかしくないし、あるいは、提供を受けた原水の料金を支払いたいので、幾ら払えばいいのかと企業団の方から

言ってくるのが常識ではないか。

これまでに本市が企業団から特別の便宜を受けてきたとか、特段の恩義などが一体あるのか。むしろ企業団は、基本料金を改定してほしいという川崎市の要望を聞き入れてこなかったのではないか。よって本市は、企業団に対して遠慮なく堂々と料金の支払いを要求すべきだと思われる。今まで2年以上遅れた分の利子も加えたらよいのではないか。

長沢浄水場で本市から東京都に提供している原水の料金は1 m³当たり19.91円である。企業団に提供した原水の総量を3,697万m³だとすれば、川崎市が請求すべき総額、あるいは得る対価としては約7億3,600万円になる。よって、本市の水を適正に管理すべき上下水道局としては、企業団に対する請求を猶予したり放棄したりするのは許されないと思われる。このままでは、企業団に原水を横流ししただけということになり、逆に本市の上下水道局の責任を問われることになるのではないか。それは水道関係の法令に照らしてどうなるのか。監査委員として、直ちに上下水道局に対して監査を実施するよう求める。

(8) 原水融通の疑問点と未回収

企業団への原水融通について、上下水道局水運用センターは、川崎市は原水を融通していないと言っている。水利権を持っている水を勝手に協定なしに他に流せないということがあるようだ。水運用センターの平成25年3月12日付けの文書ではこう書かれていた。「川崎市の水利権に基づいて取水した原水を神奈川県内広域水道企業団に対して供給するという事は行っておりません。ただし、災害、事故等の発生した際に、川崎市内の安定給水を確保するため、川崎市が沼本地点において取水した原水を企業団の施設で浄水処理し、川崎市内に給水したという実績はありますので、このことについて資料を開示します。」ということで、資料が出てきた。つまり、水利権の問題は大変慎重な対応を迫られる。ましてそういう水を、覚書は後で結んでいるものの、水を融通することは非常に問題があった。

多いときには1日40万トン送ったという事実は大変重要である。約2.7円で融通して、あとは未払い状態。東京都への臨時分水は昭和50年に終結予定だったが、それ以降も東京都は欲しいという。つまり、東京都は危機管理上、利根川水系、多摩川水系、それから相模川水系といった複数の水源を確保することを考えているということだと思われる。

終結する予定のものをまた延長するために、わざわざ毎年神奈川県と本市、東京都が臨時分水協定を結んでいる。しかも、分譲はいつでも打ち切れるとい

うことを了解事項として交わしながら、毎年毎年水を融通している。19.91円というのは、本市に払うお金であって、企業庁の施設も使っているため、企業庁には3.57円払っていて、東京都は1 m³あたり合計23.48円払っている。よって、正式の要求としては23.48円を請求すべきだと思うが、低目に見積もった19.91円の単価でも7億円請求できるはずである。

上下水道局から入手した資料によれば、生田浄水場の更新料が総額90億円、単年度では6億5,000万円となっている。7億円あれば年額の更新料が賄える。浄水場は直せる。川崎市が正当に企業団から回収すれば、それが可能になるという観点からも強調しておきたい。

また、今回問題としている原水融通の原因からも分かるように、酒匂川からの水は災害に弱いという懸念がある。川崎市の水利権は、相模川の沼本の関係で65万トンある。それと地下水を入れれば75万トンあるので、十分「川崎市水道事業の再構築計画」の水量を確保できる。災害リスクの高い企業団に依存することをそろそろやめてはどうか。

2 関係職員の陳述

陳述の際、関係職員が説明した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 請求人の主張について

請求人の主張を要約すると

- ① 企業団が酒匂川からの取水を停止又は減量した際、企業団に係る水道用水の安定供給を継続するため、本市は企業団からの依頼に基づき、本市所有の原水を企業団に提供した。
- ② 本市から企業団への上記協力は平成21年12月1日から平成24年2月15日までの間に8件行われた。
- ③ 8件の協力のうち2件については、本市が企業団に原水の提供費用を請求し、これを徴収しているが、その他の6件については原水提供があった時から長期間請求すらしていなかった。これは市の財産の管理が杜撰^{ずさん}であり、怠慢である。
- ④ 川崎市から企業団への原水の融通も、川崎市から東京都への原水の融通と同一の基準によって対価を徴収すべきである。

となるものと考えられる。

そこで、以下では、まず、企業団に対して行った協力の経緯とその後の状況について説明をし、次に請求人の主張について、それぞれ本市の考え方を説明し、最後に、本市としての主張のまとめを「結論」として説明する。

(2) 企業団に対して行った協力の経緯とその後の状況について

ア 協力の経緯

(ア) 平成21年12月1日にトラックが鮎沢川に転落し、積載していた工業廃油の一部が流出したため、企業団は飯泉取水堰^{ぜき}での取水を停止した。このことに伴い、企業団の原水が不足するため、県内における安定給水を確保する観点から、本市では企業団からの協力依頼に基づいて沼本地点での取水量を増加させ、企業団の西長沢浄水場への導水（以下「緊急導水」という。）を実施した。（「川崎市職員措置請求書」一覧表事由1）

緊急導水の実施については、企業団及び神奈川県企業庁利水課が河川管理者の了解を得た上で本市に協力を依頼したもので、この点については、その後に実施した全ての緊急導水についても同様に行われている。

(イ) 平成22年9月8日に台風9号に伴う河川流量・塵芥の増加の影響で除塵機が故障したため、飯泉取水堰^{ぜき}での取水を停止した。これに伴い、企業団から依頼があり、緊急導水を実施した。（「川崎市職員措置請求書」一覧表事由2）

(ウ) 平成22年10月27日に台風9号の影響によって酒匂川原水の高濁度状況が続き、西長沢浄水場の排水処理が限界間近となったため、飯泉取水堰^{ぜき}での取水を減量した。これに伴い、企業団から依頼があり、これに応じて緊急導水を実施した。（「川崎市職員措置請求書」一覧表事由3）

(エ) 平成22年12月24日に台風9号の影響によって飯泉取水堰^{ぜき}へ大量の土砂が流入・堆積し、必要な水量を安定的に取水することができなくなったため、飯泉取水堰^{ぜき}での取水を減量した。これに伴い、企業団から依頼があり、これに応じて緊急導水を実施した。（「川崎市職員措置請求書」一覧表事由4）

(オ) 台風9号の影響による土砂堆積に伴う協力期間中、平成23年1月19日に酒造会社からボイラー燃料のA重油が流出したため、飯泉取水堰^{ぜき}での取水を停止した。これに伴い、企業団から依頼があり、緊急導水を実施した。（「川崎市職員措置請求書」一覧表事由5）

(カ) 平成23年3月14日に東日本大震災による東京電力の計画停電の影響を受けて導水ポンプが停止することになり、企業団は飯泉取水堰^{ぜき}での取水を減量した。加えて、平成23年4月5日には東日本大震災による酒匂川水系の3100mmの導水管の破損・漏水が発見され、復旧工事を行うために飯泉取水堰^{ぜき}での取水が停止した。

これらの飯泉取水堰^{ぜき}での取水の停止・減量を受けて、本市では企業団か

らの協力依頼に対して緊急導水を実施した。（「川崎市職員措置請求書」一覧表事由6・7）

- (キ) 平成24年2月14日にプラスチック加工工場の倉庫から火災が発生し、この消火活動に用いた消火剤が火災発生現場付近の用水路を通して酒匂川に流入し、取水に影響することが懸念されたため、飯泉取水堰^{ぜき}での取水を停止した。これに伴い、企業団から依頼があり、緊急導水を実施した。（「川崎市職員措置請求書」一覧表事由8）

イ 企業団への費用請求等

前記ア（ウ）及び（エ）の企業団への協力に際しては、事前に費用負担について協議を実施し、企業団も本件に関しては費用を負担することに合意していたため、平成22年10月26日付けで「原水融通に関する覚書」を、平成22年12月22日付けで「原水融通に関する覚書」をそれぞれ締結した。その後、本市から企業団に納入通知書を発送し、企業団から支払いがあった。

これら2件の協力以外についても、企業団に対し費用を負担するよう求めてきたが、企業団は、「他の構成団体の合意がなければ企業団は費用負担できない」、「短期的な協力については負担できない」、「緊急時における協力は無償が原則である」、「互助の精神に基づき無償とすべきである」等の主張を繰り返し、費用負担をしないと主張した。

これに対して本市は、企業団の構成団体の一つであり、緊急時においては相互に協力して県内の安定給水を確保しなければならないという立場から、企業団も含めた構成団体の合意に基づく問題の解決を目指してきたが、平成24年度に入っても意見の一致は得られなかった。

こうした中、交渉の進展がみられないため、平成24年6月19日に企業団に対し前記ア（イ）、（オ）及び（カ）の協力について、平成25年6月20日に前記ア（ア）の協力について文書で請求した。

一方で、飯泉取水堰^{ぜき}からの取水に支障が生じ、沼本からの導水が必要となる事例が短期間に複数回発生したことを受け、今後新たに協力する必要性が生じた場合に備えて、本市、神奈川県、横浜市、横須賀市及び企業団は「緊急時における水道用水の安定供給のための相互協力に関する協定書」（以下「相互協力に関する協定書」という。）を8件の事例の7件目の後、平成23年9月8日に締結した。

相互協力に関する協定書の締結後定めた「緊急時における水道用水の安定供給のための相互協力に関する協定書の実施に伴う水運用について」の第

8条（その他）関係では、「・・・相互協力の実施に伴う費用・・・については、4水道事業者及び用水供給事業者間で別途協議して定めるものとする」とされているため、前記ア（キ）の協力については、相互協力に関する協定書の締結後の協力であることから、協議事項となっており、請求には至っていない。

ウ 横浜市の対応

企業団に費用を請求するに当たっては本市と同様の協力を実施した横浜市と足並みをそろえる必要があった。しかし、横浜市は従来から企業団に費用は請求しないと主張していたため、横浜市と協調して企業団と交渉することができない状況であった。

ところが、平成25年6月になって横浜市が企業団に対して費用の負担についての協議をするとの考えを表明した。そこで、本市と横浜市と企業団で共同してどのような費用を負担すべきかについて検討を進めてきた。

エ 河川管理者の助言

企業団に請求する費用の検討を進める中で、神奈川県、横浜市、本市及び企業団の4者で平成25年9月4日に国土交通省関東地方整備局において、緊急時の水運用について、沼本で取水した水が企業団の西長沢浄水場を經由して本市及び横浜市へ供給されているという実際の水の流れを説明し、河川管理者から、水利権者である本市及び横浜市が取水し、水利権者以外の者（企業団）の施設を使用して浄水処理し、本市・横浜市に給水するという整理がよいとの助言を受けた。

オ 現在の状況

河川管理者の助言を受け、緊急導水について、水利権者である本市及び横浜市が、水利権者以外の者の施設を利用して浄水処理し、本市市民及び横浜市民に給水しているという実態の流れの中で費用負担の考え方を整理することで本市、横浜市及び企業団が基本的な認識に至ったところである。

(3) 本市の考え方

ア ①に対しての本市の考え方

企業団が酒匂川からの取水を停止又は減量した際、企業団に係る水道用水の安定供給を継続するため、本市は企業団からの協力依頼に基づき沼本地点での取水量を増加させ、企業団の西長沢浄水場に導水した。そのため、この点に関しては請求人の主張を認める。

イ ②に対しての本市の考え方

請求人の主張を認める。

ウ ③についての本市の考え方

(ア) 企業団への請求について

「8件の協力のうち2件については本市は企業団に原水の提供費用を請求し、これを徴収している」という点については認めるが、「その他の6件については原水提供があった時から長期間請求すらしていなかった」という点については否定する。

本市は、企業団に対して適切な費用を負担するよう継続して求めてきたが、企業団は、「他の構成団体の合意がなければ企業団は費用負担できない」、「短期的な協力については負担できない」、「緊急時における協力は無償が原則である」、「互助の精神に基づき無償とすべきである」等の主張を繰り返し、費用負担をしないと主張してきた。

これに対して本市は、企業団の構成団体の一つであり、緊急時においては相互に協力して県内の安定給水を確保するという立場から、企業団を含めた構成団体の合意に基づく問題の解決を目指してきたが、平成24年度に入っても企業団から前向きな回答は得られなかった。そして、交渉の進展がみられないため、企業団に対し文書での請求を行い、その後も引き続き交渉した結果、平成25年3月に企業団から協力は有償とするとの考えが示された。

本市は、納入済みの2件と同様、当初から企業団に費用負担を求め、交渉の結果、企業団から有償であるとの見解を引き出しており、いたずらに時を過ぎたものとは考えていない。

(イ) 財産管理が杜撰^{ずさん}であり怠慢であるという点について

企業団への協力に係る費用については、同じく企業団への協力を実施した横浜市と協議を進めてきたが、平成25年6月に横浜市は費用の負担について協議するとの見解を示し、その後、平成25年9月4日に、水利権者である本市及び横浜市が、水利権者以外の者の施設を利用して浄水処理し、本市市民及び横浜市民に給水しているという実態に即した費用負担の考え方を整理することで、本市と横浜市及び企業団が基本的な認識に至ったところである。これは本市がこれまで粘り強く交渉を進めてきた結果であり、今後、この考え方に基づいて各構成団体で、費用負担の在り方及び費用の精算の方法などについて協議を進めることとなったことは本市の成果であり、本市の財産管理が杜撰^{ずさん}であり怠慢であるとは言えない。

エ ④に対する本市の考え方

東京分水は東京都側の恒常的な水不足に対応するため、本市が協力し、本

市が取水した原水を東京都に分譲するものであり、原水を取水、導水し、東京都に分譲することに対する総合的な費用について東京都に負担を求めている。これに対して、企業団への協力は、緊急時の対応として、本市が取水した原水を企業団の西長沢浄水場で浄水し、その後、本市市民に給水したというものであり、日常的に分水を継続する東京分水とは実態が異なる。そのため、両者を同一の基準で論じることはできないと考える。

(4) 結論

以上のことから、本市の財産の管理は杜撰・怠慢との評価を受けるものではないと考えている。また、東京分水と企業団への協力は実態が異なるものであり、両者を同一の基準で論じることはできないものと考えている。

3 事実関係の確認等

請求人の陳述、関係職員の陳述及び関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

(1) 企業団の概要と本市への水道用水供給の状況について

ア 企業団の概要

神奈川県、横浜市、横須賀市及び本市は、かねてから県内の水需要に対応するため、主要水源として相模川水系を共同して開発し、給水を行っていたが、昭和50年代の水需要に対処するため、新たな水源として酒匂川を開発することとした。そして、水道用水の広域的有効利用を図り、重複投資を避け、施設の効率的配置と管理並びに国の補助金の導入を図ることを目的として、昭和44年5月、上記4構成団体からなる企業団を設立した。企業団は、4構成団体に水道用水を供給する一部事務組合であり、現在、酒匂川を水源とした創設事業、その後実施された相模川水系建設事業（第1期）及び相模川水系寒川事業の3事業により水道用水の供給を行っており、その供給量は、4構成団体の総給水量の約2分の1を占める。

イ 本市水道事業と企業団からの受水

本市水道事業は、大正10年に多摩川の表流水を水源として給水を開始して以来、市域の拡大、人口の急増、産業活動の進展などによる水需要の増大に伴い、従来の多摩川水系に加え、相模川水系を水源とする数次の拡張事業を行ってきた。更に昭和44年5月には企業団の設立に参加し、新たに酒匂川水系からの配分水量を確保した。また、企業団相模川水系建設事業に伴う宮ヶ瀬ダムからの給水開始により、平成18年4月には1日98万9,900m³の給水能力を保有するに至った。

近年の水需要については、人口が年々増加しているものの、家事用では節水型社会構造への変化から横ばい傾向であり、大口使用では産業構造の変化等により減少していることから、給水能力と配水量がかい離していた。

こうしたことから、平成18年に水道事業の将来あるべき姿を展望した基本構想である「川崎市水道事業の中長期展望」（平成23年3月改訂）及びその実施計画である「川崎市水道事業の再構築計画」（平成23年3月改訂）を策定し、給水能力の見直しを主軸とした浄水場の統廃合、配水池・老朽管の更新などに取り組んでおり、平成24年3月に潮見台浄水場を廃止し、現在の給水能力は1日81万5,600m³となっている。

本市の水道水源は、相模川水系の河川水と市内多摩区の地下水の自己水源のほか、相模川水系と酒匂川水系を水源とする企業団からの受水により賄われており、水源別の給水能力は表1に記載のとおりとなっている。

表1

(単位：m³/日)

| 水系/区分 | 種別 | 浄水場名 | 水源水量 | 給水能力 | | 備考 |
|-------|------|---------------|-----------|---------|--------|-------|
| 相模川 | 表流水 | 長沢浄水場 | 422,000 | 217,000 | 26.6% | |
| 地下水 | (管内) | 生田浄水場 | 100,000 | 93,000 | 11.4% | |
| 計 | | | 522,000 | 310,000 | 38.0% | |
| 酒匂川 | 表流水 | 企業団西長沢 浄水場 | 495,200 | 505,600 | 60.7% | 企業団受水 |
| 相模川 | | | 10,400 | | 1.3% | |
| 計 | | | 505,600 | 505,600 | 62.0% | |
| 合計 | | | 1,027,600 | 815,600 | 100.0% | |

このうち企業団からの受水に関し、本市は、企業団の水道用水供給条例（昭和48年神奈川県内広域水道企業団条例第1号）第3条に定める給水料金を企業団に対し支払っている。

同条によれば、給水料金は、基本料金と使用料金とに区分され、基本料金は、受水者である4構成団体と協議して定めた水量を基本水量とし、基本水量1m³当たり単価を定める方法によって算定され、使用料金は、使用水量1m³当たり単価を定める方法によって算定される仕組みとなっている。

基本料金は、企業団の総コストに対して、施設整備費や施設の維持管理費などの固定費を回収するためのもので、一方、使用料金は、使用水量に比例して発生する電力料や薬品費などの変動費を回収するためのものである。なお、基本料金については、4構成団体の配分水量比で設定した基本水量により、使用水量に関わりなく負担する責任水量制が採用されている。

企業団の給水料金は数次にわたり改定されているが、本件措置請求に係る

8件の緊急導水が行われた時期の給水料金は表2に記載のとおりである。

表2

| | 平成20年4月1日～ | 平成23年4月1日～ |
|------|---------------|---------------|
| 基本料金 | 42.50円/㎥×1.05 | 40.50円/㎥×1.05 |
| 使用料金 | 10.80円/㎥×1.05 | 12.50円/㎥×1.05 |

(2) 緊急導水に係る事実経過について

平成21年12月より平成24年2月までの間、台風による土砂堆積や、東日本大震災による計画停電、酒匂川系口径3,100mm導水管の漏水など計8回に渡り、企業団の酒匂川飯泉取水堰^{ぜき}からの取水ができない状況が発生し、本市では、表3に記載のとおり、本市が水利権を有する相模川原水を相模川沼本ダムから企業団の西長沢浄水場へ緊急導水した。

表3 川崎市の緊急導水の状況

| No. | 期 間 | 導水量 (㎥) | 備 考 |
|-----|------------------------|------------|---------------------------------|
| 1 | 平成21年12月1日～同年12月2日 | 261,000 | 鮎沢川油流出事故 |
| 2 | 平成22年9月8日～同年9月9日 | 142,800 | 台風9号による除塵機 ^{じん} 故障 |
| 3 | 平成22年10月27日～同年12月15日 | 7,058,000 | 台風9号による酒匂川高濁度状況 |
| 4 | 平成22年12月24日～平成23年3月14日 | 14,010,500 | 台風9号による取水堰 ^{ぜき} 土砂堆積 |
| 5 | 平成23年1月19日～同年1月20日 | 215,900 | ひさり ^{ひさり} 尺里川油浮遊事故 |
| 6 | 平成23年3月14日～同年3月31日 | 5,096,500 | 東日本大震災による計画停電、 酒匂川水系導水管破損・漏水 |
| 7 | 平成23年4月1日～同年4月28日 | 10,111,500 | |
| 8 | 平成24年2月14日～同年2月15日 | 80,500 | 工場火災による水質事故 |
| 合 計 | | 36,976,700 | |

これらの緊急導水は、企業団及び水利使用権申請の取りまとめを行っている神奈川県企業庁利水課が河川管理者から了解を得た上で、企業団から本市に依頼があったことにより実施したものである。

なお、表3中、No.1、No.3及びNo.4を除き、横浜市も同様の緊急導水を実施している。

(3) 費用負担に係る交渉・協議の経過について

本市では、表3中、本市のみが緊急導水を行った3件のうちNo.3及びNo.4について、企業団との間でそれぞれ「原水融通に関する覚書」を締結した上で費用を算出し、平成24年3月9日付けで、No.3に係る費用として19,909,762円、No.4に係る費用として39,533,125円の納入通知書を発行して企業団に対して請求し、企業団からは同年3月30日に支払がなされた。

また、No. 2、No. 5、No. 6、No. 7 及びNo. 8 について、本市では概ね表 4 に記載のとおり企業団との間で費用負担に係る交渉・協議を行ってきた。

このうち、平成 24 年 4 月以降の企業団との交渉・協議については、本市担当職員が作成した議事録等で確認したが、それ以前の交渉・協議については議事録等は残されておらず、担当職員からの事情聴取により確認した。また、表 3 のNo. 6、No. 7 及びNo. 8 の緊急導水については、企業団からの依頼に対し、本市として承諾する旨の回答文の中で、費用負担に係る協議を企業団に申し入れていることを確認した。

なお、担当職員によれば、文書による記録は残していないものの、表 4 に記載した事項に加え、複数回にわたり電話で、企業団に対し交渉や協議申入れを行っていたとのことである。

表 4

| 年月日又は時期 | 内 容 |
|-------------------------|---|
| 平成 22 年 9 月～平成 25 年 6 月 | 水運用協議会（注 1）や水運用担当者会議（注 2）などの場で、これまでの協力を含めた費用の負担を企業団に求めた。 |
| 平成 23 年 3 月～同年 4 月 | 東日本大震災による計画停電に伴う協力実施中から、これまでの協力を含めた費用の負担を企業団に求めた。 |
| 平成 23 年 3 月 14 日（月） | 表 3 No. 6 の緊急導水の依頼に対して承諾する旨の回答をする文書の中で、費用負担に係る協議をするよう企業団に申し入れた。 |
| 平成 23 年 4 月 5 日（火） | 表 3 No. 7 の緊急導水の依頼に対して承諾する旨の回答をする文書の中で、費用負担に係る協議をするよう企業団に申し入れた。 |
| 平成 24 年 2 月 14 日（火） | 表 3 No. 8 の緊急導水の依頼に対して承諾する旨の回答をする文書の中で、費用負担に係る協議をするよう企業団に申し入れた。 |
| 平成 24 年 4 月 20 日（金） | 夏期の節電を目的とした上流取水についての協議時において、再度過去の協力は有償であり、費用の負担をするよう企業団担当者へ要求した。 |
| 平成 24 年 6 月 19 日（火） | 協りに伴う費用（41,661,228 円）の請求文書を企業団に持参したが、企業団は受取を拒否した（なお、本件請求に先立ち、本市では同年 6 月 13 日、費用請求の法的な根拠、請求方法等につき、顧問弁護士への相談を行っている。）。 |
| 平成 24 年 6 月 27 日（水） | 協議 平成 24 年 6 月 19 日に企業団へ請求書を持参した際、受取を拒否され、費用負担については今後協議をしていくこととしていたため行ったものである。 |

| | |
|--------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市から協力を要した費用の算定方法や内訳等を説明した。 ・ 企業団に対し費用負担に向けた今後の対応について説明を求めた。 |
| 平成24年9月4日 (火) | <p>請求書の交付及び協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年6月19日付けの請求書を提供したところ、企業団は受理したが、相互協力に関する協定書（前記2（2）イ参照）締結前の協力に伴う費用の請求には応じられないとの回答があった。 ・ 企業団に対し、請求に対する見解を文書で回答するよう申し入れ、企業団も了承した。 |
| 平成24年10月2日 (火) | <p>協議及び支払拒否文書の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「互助の精神」を理由として、本市からの費用請求に応じない旨の回答が企業団より文書で示された。 ・ 本市より、理由になっていない旨（互助の精神＝無償はおかしいのではないか）を指摘し、企業団から、指摘した疑問点等とあわせて1か月以内に文書にて回答をもらうこととし、打合せを開催することとした（ただし、結局、文書回答はなされなかった。）。 |
| 平成24年11月15日 (木) | <p>協議</p> <p>企業団から、請求に係る分も含め協力に伴う費用負担については、4構成団体と企業団の5事業者間での協議と合意が必要であるとの考えが示された。</p> <p>費用負担について5事業者間の協議を経るという手続きは否定しないが、本市は、協力は有償であり、費用負担の問題は当事者間で決めるべきであると主張した。</p> <p>本市より、今後の協力にあたっては、事前に有償であることの確認をFAX等で行うことを説明、請求した案件については今年度中に解決することを要望し、了解を得た。</p> |
| 平成24年12月28日 (金) | <p>協議</p> <p>費用についての考え方が大きく異なっており、今後は有償であることを文書で確認できなければ協力できないと伝えた。</p> |
| 平成25年3月7日 (木) | <p>協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業団から各構成団体へ動力費削減額の還元（注3）という方法により協力を「有償」とする提案が文書を示した上で行わ |

| | |
|--------------------------|--|
| | <p>れ、それに対する構成団体（神奈川県、横浜市、横須賀市）担当者の意見が報告された（注４）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業団としては、平成２４年度中に、動力費削減額の半分を本市と横浜市に使用水量に応じて配分し、残る分を原資に４構成団体の料金を均等に減額するという考えを有している。 ・ 企業団の個別調査によれば、構成団体（神奈川県、横浜市、横須賀市）担当者からは、提案には賛成できない、緊急導水に協力しなくても発生していた費用（水源施設等の維持管理費等）について企業団は負担するべきではないが、協力することにより追加的に発生する費用（時間外手当等）について企業団が負担することは理解できるとの意見が出されていた。 ・ 企業団からは、協力により追加的に発生する費用の算定依頼と、企業団が負担する費用としては、協力により追加的に発生する費用でよいのか検討してほしいとの依頼があった。 |
| <p>平成２５年５月９日 (木)</p> | <p>協議</p> <p>今後の調整方法等について、まずは、本市と企業団で緊急時の対応についての考え方や費用についての折り合いを探っていく打合せを行い、調整を図っていくことが確認された。</p> <p>企業団の立場として、各構成団体へ理解を得る必要があること及び各構成団体が県民、市民へ説明責任が果たせるようにすることが必要であることが確認された。</p> |

(注１) (注２) 相模川総合開発共同事業水運用協議会の会議。相模川水系の相模・城山貯水池の運用状況、取水状況等、水の効率的利用について相互理解を深めることを目的としており、神奈川県企業庁、横浜市水道局、川崎市上下水道局、横須賀市上下水道局及び企業団で構成される。協議会の会員は部長、所長等であるが、同じ構成団体の係長等の担当者による会議も開かれている。

(注３) 企業団の取水地点である酒匂川の飯泉取水堰^{せき}については、西長沢浄水場より標高の低い位置での取水であるため、ポンプ設備を利用して西長沢浄水場まで導水する。

一方、本市の沼本からの取水では、西長沢浄水場より標高の高い位置での取水であり、ポンプ設備を利用しない自然流下での導水が可能のため動力費が削減されるので、この削減額を還元するもの。

(注４) この意見は、あらかじめ企業団が構成団体（神奈川県、横浜市、横須賀市）から聴取したものを、平成２５年３月７日（木）の協議で企業団が本市に報告

しているもので、この日の協議にこれらの構成団体は出席していない。

なお、表4中、本市が平成24年6月19日付けで費用請求を行ったのは、No.2、No.5、No.6及びNo.7についてである。

No.8については、本市で、請求額算定のため、平成24年4月に、緊急導水実施により企業団が削減できた費用に係る資料の提供を企業団に求めているが、企業団は、同年9月、相互協力に関する協定書締結後の事案であることから、4構成団体と企業団の5事業者による協議が必要であると回答している（相互協力に関する協定書第8条では、協定に定めのない事項については5事業者が協議して定めることとしており、協定締結後に5事業者間で合意した「緊急時における水道用水の安定供給のための相互協力に関する協定書の実施に伴う水運用について」では、相互協力の実施に伴う費用の取扱いの詳細については別途協議して定めることとしている。）。

No.1については、平成25年6月20日に企業団に対して請求を行った。

(4) 費用負担に係る新たな考え方の概要と費用精算の見込みについて

本市は、緊急導水について、相模川沼本取水口において取水した原水を、企業団の西長沢浄水場において企業団に提供するという考え方の下、西長沢浄水場までの取水、導水に必要な施設の維持管理費等の請求を行ってきた。

これに対し、横浜市は当初、費用の請求はしておらず、企業団及び4構成団体間で費用負担の問題が膠着^{こう}していた。その後、横浜市は、平成25年6月、企業団に対し、費用の負担について協議すると表明したものの、費用の算定方法については調整がつかない状況が続いていた。

こうした中で、平成25年9月4日、県企業庁利水課、企業団、横浜市及び本市の担当者が、河川管理者である国土交通省京浜河川事務所に赴き、河川法（昭和39年法律第167号）を踏まえた助言を受けた。河川管理者の助言は、緊急導水は、水利権者である本市及び横浜市が、水利権者以外の者の施設を利用して浄水処理し、川崎市民及び横浜市民に給水したという実態であることから、こうした考え方の下に整理を行うのがよいというものであった。関係職員の説明によれば、それを受けて、本市、横浜市及び企業団は、河川管理者が示した考え方を前提として、費用負担について整理することで基本的に合意したとのことであった（なお、平成25年9月20日の本市市議会決算審査特別委員会において、上下水道事業管理者は前記の方針で整理する旨を答弁している。）。

費用負担の在り方及び精算等については今後の協議により決定されるが、河川管理者が示した考え方によれば、緊急導水期間中、当該緊急導水分について

本市及び横浜市は企業団が取水した水道水の供給を受けていないことになるため、本市としては、支払済みの受水費について精算する必要があるとしている。具体的には、例えば、支払済みの受水費の使用料金分について、原水部門に係る費用については本市の原水を使用していることから本市に返還を求め、原水部門以外の費用を、企業団施設の利用料とみなして精算する。受水費のうちの基本料金分については、水源開発費を含む固定的な経費ではあるが、最初から精算の対象外とするのではなく、その扱いについて企業団を含む構成団体と協議する、といったことが考えられるとしている。

なお、本市としては、8件の緊急導水全てについて同様の考え方で精算を行う方針であり、すでに企業団から支払を受けている前記(2)表3のNo.3及びNo.4も含めて精算の対象にすることとしている。

(5) 東京都への分水の概要について

本市では、東京都における給水事情を考慮し、昭和34年から、本市の相模川水系の水量の一部を東京都へ分水している。この分水に関しては、昭和50年以降、年度ごとに「東京都への臨時分水に関する協定書」を締結して実施しており、原水を日量最大23万 m^3 分譲している。本市はこの東京都への分水に係る計画水量を含めて河川管理者から水利使用の許可を得ており、本市の水利権によって取水した原水を東京都に分譲しているものである。

本市が東京都に求める費用負担は、前記(1)イに示した本市の水源における原水の取水、導水などに係る費用(人件費、神奈川県への負担金、動力費、修繕費、減価償却費、支払利息、受水費など)を本市の合計取水量(沼本地点(相模川表流水)、菅さく井(地下水)、企業団受水の合計)で除したものを東京都への原水の提供における1 m^3 当たりの単価として設定し、日量最大23万 m^3 を基本に負担を求めるというものである。現在の単価は、本市の取水量等に係る平成8年度の数値を用いて算出した19.91円である。

本市としては、東京都へ分譲する水量を見込んだ上で相模川水系の水利使用の許可を得ているが、東京都への分水を前提として導水施設の整備等が行われていることや、分水を行うことに伴い、別の水源から水道水を供給する必要があるとの考え方などにより、本市の全ての水源について取水・導水に係る費用を合計し、合計取水量で除して1 m^3 当たりの単価として算出し、これを東京都への分水単価としたものである。

4 監査委員の判断

(1) 本件措置請求の趣旨

本件措置請求は、災害等に伴い、平成21年12月から平成24年2月まで、企業団からの依頼に基づき、本市が8回にわたって行った緊急導水に係る費用のうち、すでに支払を受けた2回分を除く6回分の費用について、企業団から回収できていないのは「財産の管理を怠る事実」であり、かつ、これらの費用は、本市から東京都への分水と同一基準で支払われるべきであるとして、法第2条第14項、地方財政法第4条第1項、同法第8条及び地方公営企業法第21条に基づき、当該基準によって算出した金額を回収すべきことを川崎市上下水道事業管理者及び関係職員に対して勧告するよう求めているものである。

(2) 緊急導水に係る費用負担をめぐる本市の取組及び企業団との協議について

請求人は、8件の緊急導水のうち、平成22年10月27日～同年12月15日及び平成22年12月24日～平成23年3月14日の2件については費用を徴収しているが、その余の6件については、現在に至るまで、提供費用につきその徴収を了していないこと、このうち4件について、緊急導水をして1年半ないしは2年3ヵ月を経過してからようやく、平成24年6月19日付け通知書で企業団に請求を起こしているが、現在に至ってもその徴収に至っていないこと、最初の緊急導水である平成21年12月1日～同年12月2日の事案については平成25年6月20日付けで企業団に請求を起し、現在に至ってもその徴収をしていないこと、平成24年2月14日～同年2月15日の事案については、現在に至るまでその請求さえ起していないことから、川崎市民の貴重な財産に対する本市の管理の杜撰さ^{ずさん}、怠慢は明らかであると主張するので、以下この点について検討する。

前記3の(2)及び(3)で確認した事実関係によれば、本市は、企業団からの依頼に基づく最初の緊急導水である表3のNo.1(平成21年12月1日～同年12月2日)については、平成25年6月になって費用請求をしているものの、2件目の緊急導水であるNo.2(平成22年9月8日～同年9月9日)を実施して以降、一貫して協力は有償であるとして企業団に対し緊急導水に係る費用の負担を求めてきていることが認められる。また、平成24年3月以前の企業団との交渉・協議について詳細な記録は残されていなかったが、No.6(平成23年3月14日～同年3月31日)、No.7(平成23年4月1日～同年4月28日)及びNo.8(平成24年2月14日～同年2月15日)の緊急導水について、企業団の依頼を承諾する回答文書の中で、費用負担に係る協議をするよう企業団に申し入れていることが認められる。

このような状況の下、No.3(平成22年10月27日～同年12月15日)及びNo.4(平成22年12月24日～平成23年3月14日)については、企

業団との間で、有償を前提とした「原水融通に関する覚書」を締結した上で費用を算出して請求を行い、平成24年3月、企業団は、本市の請求に従って支払を行っている。

一方、No.2及びNo.5ないしNo.8についても、本市は同様に企業団に費用の負担を求めてきているものの、企業団は、No.3及びNo.4に係る処理とは異なり、当初は費用を支払う姿勢を見せなかった。平成24年6月には、本市からの請求書の受け取りを拒み、本市の度重なる申入れにより、同年9月になって請求書を受け取ったものの、同年10月には企業長名で本市に対し、「互助の精神」により費用請求には応じられないと回答し、同年11月には、相互協力に関する協定書締結前も含めた全ての案件について4構成団体及び企業団の5事業者間での協議と合意が必要であると主張するなど、協議は難航していた。

その後、企業団は、平成25年3月になってようやく、緊急導水について有償とするとの考え方を示し、同年6月には横浜市が費用負担について協議すると表明したものの、費用の算定方法について調整がつかず、最終的に同年9月に河川管理者の助言を受けて、費用負担の考え方について整理することで本市、横浜市及び企業団が基本的に合意し、8件の緊急導水全てについて精算を行う予定である。

以上の事実に鑑みると、緊急導水に係る費用の回収ないし精算について、やや迅速さに欠けると思われる事案も見られることや、費用請求ないし精算に係る法的な整理が遅れた面は否めないものの、本市としては、一貫して複数回にわたり費用請求を行っていたものであり、財産管理が杜撰^{ずさん}、怠慢であるとまでは言えない。

(3) 費用負担の考え方及び東京都への分水との違いについて

次に請求人は、本市から企業団への応援水量の未払金の処理に当たっては、東京都に供給している原水対価と同一の基準で支払われるべきであると主張するので、以下、この点について検討する。

前記3の(4)で確認したとおり、緊急導水について、本市は、従前、相模川沼本取水口において取水した原水を、企業団の西長沢浄水場において企業団に提供するという考え方の下に、西長沢浄水場までの取水、導水に必要な施設の維持管理費等について費用の請求を行ってきたが、平成25年9月4日に河川管理者から助言を受け、水利権者である本市及び横浜市が、水利権者以外の者の施設を利用して浄水処理し、川崎市民及び横浜市民に給水したという実態に則した考え方により、費用負担について整理する方針に至ったところである。

本件監査結果の決定時点では、新たな考え方に基づく費用負担及び精算に係

る協議は始まっていないが、この考え方は、原水を企業団に提供するという本市の従前の考え方及び請求人が主張の前提とする考え方とは、費用負担の枠組み自体が根本的に異なるものである。緊急導水に係る費用負担及び精算の方法については、いくつかの考え方があり得るところであるが、河川法上、水利権はその許可目的に必要な範囲で流水を使用できる権利にすぎず、法の趣旨からは原水の売買は認められないこと（最高裁昭和37年4月10日判決（昭和36年（オ）第62号）、大審院大正5年12月2日判決（大正5年（オ）第611号）及び河川法研究会編著「改訂版〔逐条解説〕河川法解説」133・134ページ参照）に鑑みると、河川管理者の示した考え方は、河川法の趣旨及び緊急導水の実態に適合し、この考え方により費用負担について整理することが最も望ましいものと考えられる。

一方、東京都への分水については、前記3の（5）で確認したとおり、東京都における給水事情を考慮して昭和34年から実施しているものであるが、相模川水系の本市の許可水量のうち、23万 m^3 は元々東京都への分水を前提にしており、東京都に求める費用負担も、東京都への分水を前提とした導水施設の整備や、分水することに伴い本市が別の水源から水道用水を供給する必要が生じることなどを考慮し、本市の取水・導水に係る1 m^3 当たりの総コストをもって分水単価としているものである。

以上のことを踏まえると、東京都への分水単価は、本市が企業団へ原水を供給するという従前の考え方と比較しても前提事実が異なることはもとより、緊急導水に係る新たな費用負担の考え方とも、前提とする枠組みが異なるものと言わざるを得ない。

よって、緊急導水に係る費用の精算について、東京都に供給している原水対価と同一の基準で処理すべきものとは考えられない。

（4）結論

以上のことから、本市が8回にわたって行った緊急導水に係る費用のうち、既に支払を受けた2回分を除く6回分の費用を企業団から回収できていないことについて、「財産の管理を怠る事実」があるとは言えず、また、当該費用について本市から東京都への分水と同一の算出基準で処理すべきとは考えられない。

よって、本件措置請求にはいずれも理由がない。

（付言）

請求人の主張する費用の精算がここまで長引いたこと背景には、関係職員からの聴取及び企業団からの文書で確認した限りでは、費用負担に係る協議におい

て、企業団が「互助の精神」等を理由に無償が原則であると繰り返し主張していたことにあると考えられる。緊急導水に係る費用負担及び精算の方法については、いくつかの考え方があり得るところであるが、無償であるとする法的根拠は見当たらず、企業団の対応は遺憾であると言わざるを得ない。もっとも、本市及び企業団のみならず関係団体が連携して、早い段階で緊急導水に係る法的な解釈について河川管理者に助言を求めたり、費用負担の考え方について法律専門家の意見を徴するなどして、法的な整理を行ってルール化していなかったことにも問題があったと言える。

請求人が措置請求書や陳述の中でも指摘しているように、緊急導水について、費用の算定方法も含めて事前に協定書が締結されていれば、費用の請求及び納入を円滑に行うことができたと考えられる。

また、本市について言えば、平成23年度まで、企業団との協議等に係る記録の作成・管理につき、一部適切さを欠き、これが精算の遅れに関係した可能性も否定できない。

監査委員としても、企業団からの依頼に基づく緊急導水に係る費用負担のあり方について、早急にルール化を図られるよう努められたいとの意見を、平成25年8月の平成24年度公営企業会計決算審査意見書の中で述べていたところであるが、このたび、本市、横浜市及び企業団が前記3(4)に記載した考え方の下に、費用負担について整理していくことになったことは、ルール化に向けて一歩前進したものと考えられる。

ただし、具体的な協議はまだ始まっておらず、ルールを定め、さらにそれに従って費用の精算を終えるまでには、協議において曲折も予想される。

本市としては、既に支払っている緊急導水実施時の企業団からの受水費の精算を念頭に置いているとのことであるが、精算において基本料金の扱いをどのようにするか等、企業団からの受水費及び緊急導水に要する経費の一つ一つについて、その趣旨、金額等をきめ細かく分析した上で、本件8件について速やかに精算するとともに、今後予想される緊急導水にも備えて、適切な費用負担となるルール作りを行うよう要望する。

なお、今後の協議においては、協議の進捗状況等を明らかにする記録を作成するよう併せて要望する。

※ 本文中、提出された資料は添付を省略した。